

令和5年度第2回
板橋区地域ケア運営協議会

令和6年1月11日（木）

板橋区健康生きがい部おとしより保健福祉センター

会 議 名	令和5年度第2回板橋区地域ケア運営協議会
開 催 日 時	令和6年1月11日（木）午後2時から午後4時まで
開 催 場 所	おとしより保健福祉センター 3階多目的ホール
出 席 者	委員12名 （菊池委員、小林委員、比留間委員、石崎委員、石黒委員、宮田委員、円井委員、吉田委員、相田委員、奥永委員、和泉委員、宮津委員） 事務局（おとしより保健福祉センター職員） オブザーバー（介護保険課長、前野おとしより相談センター長、桜川おとしより相談センター長、板橋区社会福祉協議会生活支援コーディネーター）
議 題	1 報告事項 （1）おとしより相談センターの職員の推移について【資料1】 （2）下赤塚おとしより相談センターの移転計画の延期について （3）令和6年度おとしより相談センター事業計画書について【資料2】 2 承認事項 （1）令和6年度地域包括支援センター事業の委託先法人について【資料3】 （2）板橋区地域包括支援センター（おとしより相談センター）運営方針の改正について【資料4-1～3】 （3）介護予防支援業務の一部委託先について【資料5】 3 その他 （1）令和6年度地域ケア運営協議会日程（案）について ・第1回 令和6年7月 ・個別ヒアリングへの参加 令和6年11～12月 ・第2回 令和7年1月 （2）令和6年度における地域ケア運営協議会委員の改選（予定）について ・改選時期 令和6年4月～6月 ・任期 令和6年7月1日～令和9年6月30日 ・選定方法 学識経験者及び地域の関係団体の方は、各団体からの推薦による区民委員の方は、公募による（募集開始時期は令和6年5月頃）
傍 聴	傍聴者 1名
所 管 課	健康生きがい部おとしより保健福祉センター管理係 （電話：5970—1119）

協議内容	
1 報告事項	
(1) おとしより相談センターの職員の推移について【資料1】	
管理係長	・(資料1の説明) ・こちらは、令和5年4月1日及び12月1日時点におけるセンター職員数と、過去3年間4月1日時点の推移。 ・資料の左下の「※」に記載しているとおり、非常勤職員は常勤換算として1人を0.6人としている。 ・一番下の総計欄を見ると、年々職員が減少しているような状況である。 ・これまでも報告しているように、元々の全国的な介護人材の不足に加え、コロナ禍により新規採用職員の確保がさらに困難であることが影響している。 ・また、センター業務の困難さから、採用しても職員がなかなか定着しない現状もある。 ・今年度は、このような現状や令和6年4月1日より改正された介護保険法が施行することもあり、地域包括支援センターの運営に関して、他区への調査を実施した。 ・他区の現状や個別ヒアリングを通して把握した課題等も踏まえて、板橋区における職員配置基準や委託料の算定基準等の見直しを進めている。 ・まだ予算折衝の時期であり、詳しいことは未確定ではあるが、より良い地域包括支援センターの運営がなされるよう今後とも尽力する。
委員	・大谷口センターは、いつ法人が変更したのか。
おとセン所長	・大谷口センターは、令和元年6月に新設した。 ・法人が変更となったのは、仲宿および富士見センターであり、令和5年4月より変更となっている。
委員	・板橋センターについては、保健師が0人だが、不足している理由や状況を把握しているか。 ・また職員不在時の保健師が担う役割について、どのように対応しているのか。
管理係長	・板橋センターは、昨年度の途中から1名休職していたが、1月から時間短縮ではあるが復帰予定である。 ・認知症地域支援推進員という研修を受けて認知症に関する取組を行う職員が別にいるので、そちらが中心となって業務をフォローしていたと聞いている。
会長	・職員配置基準でみると桜川センターが満たしていないが、状況を把握しているか。
管理係長	・昨年度の途中から不在となっているが、新規採用を進めていると聞いている。
桜川センター長	・職員の休職に伴う欠員について、募集をかけているが応募がない状況が続いている。直近に面接を予定している。
会長	・区の職員配置基準を見直しているという発言があった。 ・これまで担当圏域を変更する等の過渡的なプロセスを経て、日常生活圏域の整備や19センターの配置等もある程度固まってきた。 ・圏域の高齢者人口に対しての見直しをしても良いと思う。 ・国の基準を踏まえ、自治体ごとの特性に合わせて基準を決めることは良い。

(2) 下赤塚おとしより相談センターの移転計画の延期について	
管理係長	・(資料なし) ・下赤塚センターの移転計画については、昨年度1月に開催した第2回協議会にて、「令和6年1月頃の移転を予定している」とお伝えしていた。 ・下赤塚センターは、同法人にて運営している介護老人保健施設と併設しており、職員の増員に伴って事務室スペースが狭くなってきたことから、同法人の隣接施設へ移転することとなっていた。 ・しかし、並行していたこちらの介護老人保健施設の老朽化による改修計画について、国からの補助金が出るのが決定し、法人として介護老人保健施設の改修を急ぎ進める必要が生じたため、センターの移転を延期したいとの申し出があった。 ・詳しい時期は老人保健施設の改修が落ち着く2年後を予定しているとのことだが、また詳細な時期が決まり次第、今後の協議会にて報告する。 ・一度報告したにもかかわらず、急な延期となってしまう、大変申し訳ない。 ・なお、改修工事を行うのは介護老人保健施設の上層階部分であるため、工事期間中も下赤塚センターの利用者への影響はないとを確認している。
(2) 令和6年度おとしより相談センター事業計画書について【資料2】	
管理係長	・(資料2の説明) ・各センターが作成した来年度の委託事業を実施するうえでの計画書である。 ・各センターで事業を運営するうえでの課題や業務の中で把握したニーズ等を踏まえて、それぞれの事業ごとに実施計画を作成している。 ・昨年度に引き続き、今年度も11月～12月にかけて実施した各センターとの個別ヒアリングに、委員の皆様にもご参加いただき感謝申し上げる。 ・個別ヒアリングでは、各センターにおける令和5年度の実施事業における中間評価・報告と、それを基に令和6年度の実施に対する計画を確認した。 ・なお、令和5年度の事業評価については、現在センターでの最終評価をしており、年度末時点において区からの総評とする予定である。 ・完成した評価表については、次回、令和6年度第1回協議会で報告する。 ・本日は、オブザーバーとして出席している、前野センター及び桜川センターより、それぞれ事業計画について説明する。
前野センター長	・令和5年度は、総合相談支援事業と一般介護予防事業を重点事業としていた。 ・総合相談支援事業においては、所内で統一した支援を検討することを目標としており、毎日朝礼や夕礼で支援方針を共有するなど、目標を達成できているのではないかと考えている。 ・令和6年度は、権利擁護事業と一般介護予防事業を重点事業とした。 ・一般介護予防事業における介護予防把握事業では、まだ今年度の途中ではあるが、元気力チェックシートの実施数が少なかったため、サロンなどに声をかけて実施している。 ・課題としては、出前講座や体力測定会が実施できていないことがあげられる。 ・認知症サポーターの活動支援やキャラバン・メイトの活動連携に取り組めた。 ・権利擁護事業については、今年度は深刻な虐待以外にも、虐待の実態把握として何件か動くケースがあったので、職員全体で取り組んでいきたい。 ・家族がいても支援ができなかったり、高齢の母が亡くなった後に同居していた65歳以下の方の支援を行う必要があったりなど、身元の保証や成年後見制度に繋がられるように取り組んでいけたらと思っている。

	・一般介護予防事業の課題として、介護予防に対する意識の高くない住民にも、介護予防の重要性を伝える必要がある。 ・とあるマンションの自治会から連絡があり、来週頃に介護の相談会を実施する予定である。 ・今後は相談を待っているのではなく、他のマンションなどにもこちらから声をかけていきたい。 ・職員体制としては、11月に社会福祉士、12月に介護支援専門員がそれぞれ入職し、育成には時間がかかるが、職員の配置としては整えられた。
桜川センター長	・令和5年度に予定していた事業は計画通り実施できている。 ・職員配置については、資料1の際に説明した通りである。 ・令和5年2月に小茂根から東新町に移転しており、圏域の真ん中に位置することになったが、圏域の端の方からは来所しづらくなったとの意見も寄せられたため、職員が自転車で訪問するなど支障がないようにしている。 ・資料1の説明の際に、会長からも「高齢者人口の規模に応じた職員基準を」という話もあったが、職員数は力であると考える。 ・4名で委託業務を行っていくのは、個々の職員の負担が大きい。 ・法人側の問題もあるが、最低5名は職員がいないと、区から求められている業務を行うのは難しいと感じている。 ・重点事業は昨年度に引き続き、個別支援の中で関係機関とネットワークづくりを行うこととしている。 ・令和5年10月に小地域ケア会議にて、障害制度から65歳到達により介護保険制度適用になった精神障がい者を有する方の事例を取り扱い、通院先の看護師や介護サービス事業所にも参加いただき、精神障がいの方が地域の中で生活できるような支援を検討した。 ・12月には地区ネットワーク会議を実施し、「精神障がいや認知症の方が地域でどう暮らしていくか」ということをテーマに、各団体代表者である委員と検討を行った。 ・地域の方に対する理解の促進と周知が命題と感じている。 ・認知症について、当事者を含めた活動や本人ミーティング、認知症フレンドリー協議会等の活動が必要と感じている。 ・身体機能の低下や認知症の進行により、在宅での生活が困難となるケースの相談が増加している。 ・精神科病院の認知症病棟の師長に依頼し、介護支援専門員を含めた医療連携会議を予定。 ・センターの事業について、PDCAサイクルを活用して、事業の見直しを行っていく必要があると考えている。 ・第2層協議体との関わり方についても課題が上がってきている。 ・大体の課題は他の地域であがっているものと変わらないが、地域の活動場所に来ることができる人が限られている。 ・町会単位で集会場等を使って同様の活動をした方がいいとの話も出ている。 ・しかしマンパワーが足りていない状況であり、協力者をどのように募っていくかが課題。
委員	・個別ヒアリングの際にもセンター長に伺ったが、主任介護支援専門員協議会を代表する立場として質問がある。 ・センターとして、地域の主任介護支援専門員に期待することなどがあれば教えていただきたい。

前野センター長	・主任介護支援専門員は、介護支援専門員が経験を積んでなる職種であり、介護支援専門員の指導的立場にあたる。 ・求めることとしては、介護支援専門員自身が研修等でよく勉強されているかと思うが、学んだ内容がすべての介護支援専門員に浸透していくよう、自分たちも含めて勉強していかなければと思う。
桜川センター長	・自分も主任介護支援専門員であるため、本当であれば主任介護支援専門員協議会に参加すべきだが、業務が多忙で参加できていない。 ・圏域ごとに地域の介護支援専門員をまとめるような集まりをしていかなければならないと思うが、桜川では、介護支援専門員が主体的に地域の事例を取り上げて勉強していくようなことを取り組めていない。 ・センターとしては、事業者交流会や個別支援において、介護支援専門員への支援を行っている。 ・抽象的な回答にはなるが、センターとしても主任介護支援専門員の方に力を貸していただけたいと考えているところである。
委員	・一般的に地域の主任介護支援専門員に求めることという意味での質問だったが、主任介護支援専門員協議会として協力できることがあれば、そのような関係を検討していきたいと思う。
会長	・現状として、地域ケア会議の参加者としてなど、地域におけるネットワークの中に介護支援専門員を取り込めていないということか。
桜川センター長	・地域ケア会議などの会議体の中では、地域での取組として進められている。 ・しかし、他圏域のセンターでは、毎月介護支援専門員を集めて、独自の検討会や交流会といった取組を行っていることに對し、桜川ではそのような定例的な事業を開催できていない。 ・小地域ケア会議や事業者交流会など、委託仕様書において必須となっているところでは、介護支援専門員に声をかけることは標準化しているが、それ以外の事業ではできていないような状況である。
会長	・元々、主任介護支援専門員は、地域で経験を積んで資格を取得し、センターで実務に取り組んでいくという立て付けであったが、システム的に見落とされていたのかもしれない。 ・区としてその部分に焦点を当てて考えていただければと思う。
介護普及係長	・区としては、研修や主任介護支援専門員協議会の意見を聞きながら、今後の研修テーマの決定や連絡会を実施している。 ・板橋区ではかなり前から、センターと主任介護支援専門員の顔の見える関係性を作るという観点で、交流会等を実施している。 ・いろいろな研修の中で、地域の主任介護支援専門員の意見を取り入れたり、ファシリテーターを担っていただいたりと、力を入れて取り組んでいただいていると思っている。
おとセン所長	・区としても、現場の主任介護支援専門員の意見を聞きながら、研修を行っていくのが必要だと考えている。 ・介護人材不足の中で、事業所においても少人数や高齢化が進んでおり、このような中で主任介護支援専門員協議会が積極的に動いていただいているのはとてもありがたい。 ・今後もいろいろな局面で協力していけたらと考えている。
委員	・家族支援においても虐待ケースに発展していくものがあるが、役所の中でも縦割りでご苦労があるかと思う。 ・抱えている事例について、個人情報を出さない範囲で、検討していったり、

	センターとして区に協力してもらいたいところがあったりするのならば教えていただきたい。
前野センター長	・一つ印象に残っているのは、年度当初にあったケース。 ・本人の知り合いがデイサービスの管理者ということで、生活保護を受けるときにもその方が一緒に申請を行うなど、いろいろ手を尽くしてもらっていたが、訪問診療の方と揉めてしまい、本人的にもこれは虐待だと感じるということでセンターに相談があった。 ・管理者の方と会えなかったり、家に入れてもらえなかったりということもあり、訪問診療が入っていなかったらセンターへの相談につながらなかった。 ・生活保護受給者として福祉事務所とは関わりがあったが、福祉事務所は管理者の方を親族ではないがケアできる方としてキーパーソンに、金銭管理等を任せていたが、センター目線はそう思えなかった。 ・管理者の方は他にもたくさんの方の支援をしてきたと言っていたが、担当の介護支援専門員も高齢で訪問していなかったこともあり、疑問を感じる部分があった。 ・いろいろあって分離はできたが、このようなケースは他にもあるのだろうと思う。このような方にこそ後見等の制度にすぐ繋がられたらと感じた事例であった。 ・今回は、福祉事務所とつながっていてまだよかったと思う面もありながら、制度的にもつないでいくことが難しくスムーズにはいかないこともあったため、うまく連携していけたらと思った。
桜川センター長	・夫婦で同居の娘の方から罵声を浴びせられるという状況の方がいた。 ・相談の際は本人たちが来所しており、こちらからはなかなか連絡がつかず、状況の把握が困難であった。 ・介護保険の申請につながれば把握できるが、病院を紹介しても申請につながらず、どのように見守りをしていくのか、どこで虐待の終結の判断をすればいいのかなどの悩みはある。
会長	・虐待のケースは、認知症のケースとのつながりが高いといわれており、事業計画の中でも認知症の取組をあげているセンターもあった。 ・現場では様々な困難事例を抱えており、医療との連携など重要性を実感した。
おとセン所長	・2つの事例を紹介してもらったが、我々は家庭に対しての強制力がないため、診断に繋がりにくい。 ・最近では、青年期から閉じこもっていた方の両親が高齢化し、両親が支えきれなくなったことで発覚するケースが増えている。 ・ヤングケアラーの問題についても、精神障がいのある方が祖父母のケアをするケースも生じている。 ・センターが担うのは高齢者福祉ではあるが、多世代・多問題にわたるケースを発見したら、精神保健や児童、福祉の分野と連携していくようにしている。
委員	・虐待ケースについての紹介があったが、生活保護だからということで見落としがあったのではないかと思ったのと、そういったことを防ぐためにも虐待に対するマンパワーが重要になっていくのかと思った。 ・会長の話にも合った通り、分野ごとの連携を重要にしてマンパワーで対応していってもらえたらと思う。
委員	・前野センターの説明の中で、マンションとの取り組みについて紹介があったかと思うが、もう少し詳細を聞かせてほしい。

前野センター長	・ 今月実施するものは、マンション側からおとセンに相談があり、おとセンを経由して前野センターに依頼され、高齢者福祉サービスの案内や相談会を実施する。 ・ 元気力チェックや様々な案内ツールを用いて、その場で相談があった内容に応じて実施する予定である。 ・ このような活動を足掛かりに、他のマンションにも声をかけていきたいと思っている。
委員	・ とてもよい取組なので、他のセンターにも紹介してもらいたい。 ・ 以前は民生委員をやっていたが、民生委員はマンションの中に入りづらいため、センターとしてマンション側と連携していくのであれば、民生委員にも声をかけていただいて、同席する機会をもらえたらと思う。
会長	・ 虐待は早期発見が重要となる。 ・ 板橋区は、民生委員との協力関係の構築がとても上手くいっていると思う。 ・ しかし、自治体によっては協力関係を結ぶことが難しい場合もある。 ・ 民生委員への支援も必要だと思う。
委員	・ センター職員は 140 名ほどしかいないが、欠員があるとはいえ、民生委員はそれよりもいるので頼ってもらえたらと思う。 ・ 今は社会福祉協議会の代表として参加しているが、地域の拠点としてセンターをととても頼りにしている。 ・ 少ない人数で頑張るだけでなく、地域で協力していけたらと思う。
会長	・ 業務負担の話もあるが、介護予防プランの件数はどのくらいあるのか。 ・ また、介護予防プランに要する負担が軽くなれば、センターとしてもっと地域で活動できるということか。
前野センター長	・ 前野センターとしては、全体の件数は 260 件ほどで、うち 30%ほどを一部委託している。 ・ 介護予防支援事業所としての役割を果たす必要はあるが、3 か月に 1 回の訪問でも総合相談ですぐに動く必要があるケースも多いため負担にはなっている。 ・ 職員が 2 名入職したが、経験が少ないため直接的な負担軽減には 1 年程かかると思う。 ・ 負担感は、センターごとに委託の割合や介護支援専門員を配置しているか否かが異なるため違うと思う。 ・ 前野センターでは介護支援専門員はおらず、また困難事例を三職種で対応しているため回らないこともある。
桜川センター長	・ 桜川センターとしては、160 件ほどで、一人当たりは 40 件ほどである。 ・ 三職種および介護支援専門員の資格がある職員が担当している。 ・ 4 人ですべてを担当するのは大変なので、介護予防プランに係る負担は大きい。 ・ しかし、指定事業所としての収入源でもあるので、一部委託や指定対象の拡大についても簡単な話ではないかと思う。
2 承認事項	
(1) 令和 6 年度地域包括支援センター事業の委託先法人について【資料 3】	

管理係長	・(資料3の説明) ・令和6年度の地域包括支援センター事業の委託先法人一覧である。 ・昨年度より、委員の皆様、地域包括支援センター事業の委託先事業者の選定に関して、承認をいただくこととしている。 ・皆様にも参加いただいた、各センターとの個別ヒアリングや、事業計画書に基づき、事務局としてはどのセンターも十分な実績を有しており、次年度も継続して運営することとして、問題ないと考えている。 ・本日は、ヒアリングの際に、委員の皆様からいただいた意見をいくつか紹介する。 ●個別ヒアリングを通して、センターがどのような取り組みをしているのかよく分かった。 ●昨年度よりも評価の過程を詳しく知ることができた。 ●法人としてのサポート体制が整えられており、センターが地域に根差した運営を継続しているのが分かった。 - など、前向きな意見を多く頂戴している。一方で、 ●複雑な多問題による困難ケースに対応する職員の精神的負担の軽減を図る必要があるのではないかな。 ●センターに求められる業務量に対して、職員数が適正ではないと感じる。などの厳しい意見もいただいた。 ・個別ヒアリングに関していただいた意見等は事務局にて精査し、翌年度以降に反映させていく。 ・また、センターの業務量の増加や負担軽減などについては、資料1の際にも説明した通り、随時検討をしているところである。 ・区としても、より良い運営体制を構築できるよう引き続き、検討を進める。 ・については、本件に関して、皆様に審議いただきたい。
会長	・特に意見等はないようなので、この件に関して承認とする。
(2) 板橋区地域包括支援センター（おとしより相談センター）運営方針の改正について 【資料4-1～3】	
管理係長	・(資料4-1～2の説明) ・資料4-1は、センター事業を運営する際の方針を定めているものであり、事業に対する基本的な考え方や業務推進の方針を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的として作成している。 ・今回は、第9期介護保険事業計画策定に向け、区とセンターが運営方針で定める項目についての理解を深め、より共有しやすくするために改正を行う。 ・なお、資料に記載しているとおおり、今後国から発出される通知や基準等によっては、内容に変更が生じる可能性がある。 ・その場合は、改めて皆様に報告させていただくので、予め了承願う。 ・具体的な変更箇所は、資料4-2のとおりである。 ・変更箇所には、下線を引いている。 ・なお、誤字脱字などの軽微な修正については、省略する。 ・今回、大きく修正した箇所は5点ある。 ・1点目は、「3 業務推進の指針」のうち、「(1) 業務一覧」の「【包括的支援事業】」に、「④第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）」を追記した。 ・こちらは、新しい業務を追加したわけではなく、元々「【介護予防・日常生活

	支援総合事業】の「⑨介護予防・生活支援サービス事業」の一つとして記載していたものを整理し、センターが担う業務の4つの柱を分かりやすくした。 ・2点目は、総合相談支援事業。 ・こちらは、国が示す基本指針を基に、従来の相談支援に加え、家族介護者支援の重要性や高齢分野以外の他分野との連携について、追記した。 ・どちらもすでにセンターが意識をもって取り組んでいることだが、この度改めて方針として整理した。 ・3点目は、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業。 ・この度、介護保険法が改正され、令和6年4月1日より、要支援1・2の方の介護予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成を担う介護予防支援事業所の指定対象が拡大される。 ・従来は地域包括支援センターとして届け出たもののみが指定可能であったが、改正後は、申請があった居宅介護支援事業所も対象として指定できるようになる。 ・板橋区でも法改正に合わせて準備を進めているが、指定対象拡大に伴い、センターによる居宅介護支援事業所への一定の関与が求められる。 ・こちらの一定の関与とは、「住民のケアプラン作成が適正かつ有効に実施されるよう介護支援専門員等から助言を求められた場合は、必要な助言を行うこと」とされている。 ・現時点では、板橋区においていつから指定対象を拡大できるようになるかは検討中だが、運営方針にはこの旨を追記している。 ・4点目は、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）。 ・こちらは先ほどの説明のとおり、「介護予防・生活支援サービス事業」より組換えた。 ・記載内容に大きな変更はない。 ・5点目は、認知症総合支援事業。 ・今年度より、認知症基本法が施行されたことに伴い、目的の表現を変更した。 ・加えて、板橋区では、センターに必須配置としている「認知症地域支援推進員」の配置目的と役割を整理した。 ・認知症地域支援推進員が中心となり、センター全体で認知症に関する取り組みを推進することを明記している。 ・併せて、これまで仕様書にのみ記載があった「認知症声かけ訓練の実施」について、その目的を追記した。 ・また、地域づくりの一環として実施していた「チームオレンジの活動支援等の検討」について、新たに追記した。 ・資料4-3については、これらの変更内容を反映させた新しい運営方針である。 ・ついては、本件に関して、皆様に審議いただきたい。
委員	・資料4-2の「センター運営における基本的な視点について」のうち、「(1)公益性の視点」について、「センターは、区の介護・高齢者福祉事業を担う「公益的な機関」とあるが、「福祉事業」が「高齢者福祉事業」と変更している理由は何か。センターが担うのは、高齢者福祉事業のみということか。 ・板橋区版 AIP においては、センターは高齢者分野以外にも担うのではないのか。

おとセン所長	・センターは介護保険法のもとに設置しているので、センターが担うのは介護・高齢者福祉事業となる。 ・また、板橋区はセンターの愛称を「おとしより相談センター」としているので分かりづらいかもしれないが、若年性認知症等に関する支援も担っているため、40歳以上の方であれば相談対象になる。 ・現在は国において議論が行われており、重層的支援体制整備事業を含めて福祉の拠点として機能してほしいという考え方もある。 ・現状、重層的支援体制整備事業については、区として議論が定まっていない。 ・センターにあった相談について、多問題ケースであった場合は、断らず然るべき機関に繋ぐ対応をいただいている。 ・福祉となると広範囲になるため、法の立て付けに基づき高齢者福祉とした。
委員	・今回の改正において、認知症地域支援推進員の配置目的を明記したが、認知症に関する現場での負担について意見を聞かせていただきたい。
前野センター長	・現在、前野センターには認知症地域支援推進員が3名いる。 ・配置のための研修は、区で受講させてもらえるので、大きな負担はない。
桜川センター長	・桜川センターは、休職中の職員が認知症地域支援推進員であった。 ・来年度は、現在、認知症施策を担っている2名の職員に研修を受けてもらうことを考えている。
おとセン所長	・認知症については、高齢化が進むと対象者が増えるというのは間違いない。 ・今は予算決定の前であるので何かを言えるものではないが、考え方としてはそういった点も踏まえて人員の確保等が可能となるよう検討している。
委員	・桜川センターは事業計画の重点事業として、認知症総合支援事業を設定しているが、特に力を入れる必要がある部分だと思う。 ・だからこそその重点事業かもしれないが、引き続き頑張ってください。
会長	・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の変更点の説明の中にもあったが、指定介護予防支援事業所の指定対象拡大によるセンターの負担軽減のことに對して、見通しなどがあれば教えていただきたい。
おとセン所長	・指定対象の拡大については、センターの負担軽減につながるよう検討している。 ・全てのセンターが同様に、居宅介護支援事業所にて直接担当するように移行しなければならないといった、一部委託を否定するものではない。 ・各地域の実情や担い手確保の問題を整理しつつ、実務上の課題について議論を進めている。
委員	・お願いごとになるが、キャラバン・メイトの研修について、小学校やマンションなどに対して実施していると思うが、センターからの協力依頼が増えている。 ・事業所として協力したい部分があり、何とか調整しているが、区としてもキャラバン・メイトを増やすために取り組んでいただきたい。
認知症施策推進係長	・キャラバン・メイトとは、認知症サポーター養成講座等の講師を担える役目の人であり、東京都でも研修を実施しているが、受講人数に限りがあるため、板橋区でも隔年で実施している。 ・直近では今年度の12月に実施している。 ・周知不足などもあるが、今後区でも実施方法を検討していく。 ・また、キャラバン・メイトの活躍の場の提供についても考えていきたい。

おとセン所長	・認知症サポーターになった方の中には、さらに上を目指したいという方もいると聞く。 ・そのような方がより活躍できる場を考えていきたい。
委員	・認知症サポーターは知っているが、キャラバン・メイトや認知症地域支援推進員という聞いたことがなく、いつできたものなのか。 ・また、主任介護支援専門員とは、いわゆるケアマネジャーとは違うものなのか。 ・自身の医院の利用者からも同様の声を聴くが、これらの言葉の意味について、利用者は分からなくても良いものなのか。
管理係長	・利用者には大きな影響はないかと思われる。
会長	・複雑な部分もあるが、言葉の意味については、利用者にも分かりやすくしていただけたらと思う。 ・介護保険は複雑かつ膨大であり、地域支援事業はその一部にはなるが、とても重要なものだと思えている。 ・事務局は、皆様の意見についてよく反映いただいているところかと思うが、引き続きお願いしたい。 ・この件に関しては、現時点で承認とする。
(3) 介護予防支援業務の一部委託先について【資料5】	
介護普及副係長	・(資料5の説明) ・地域包括支援センター（おとしより相談センター）は要支援1、2の方の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント業務を担っているが、法に基づき、その一部を居宅介護支援事業所に委託することができる。 ・一部委託については、運営協議会の議を経ることが必要である。令和5年7月1日から令和5年11月30日までに、12センターより21事業所について、一部委託の申請があった。 ・申請のあった事業所は、板橋区が実施する介護予防ケアマネジメント研修を受講するなど、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事していることを確認している。 ・事業所の閉鎖や休止、サービスの終了、法人・住所変更のため、解除となった事業所が9か所ある。うち、法人・住所変更の事業所については、新たに届出がなされている。 ・令和5年12月1日時点で、計428の事業所が一部委託先として登録されており、うち区内の事業所は127か所（区内事業所の94.7%）である。 ・給付管理実績は、前年の同時期と比較し一部委託率が微増している。 ・については、本件に関して、皆様に審議いただきたい。
会長	・特に意見等はないようなので、この件に関して承認とする。
3 その他	
(1) 令和6年度地域ケア運営協議会日程（案）について	
管理係長	・令和6年度地域ケア運営協議会の開催予定時期は、以下の通りである。 ●第1回 令和6年7月 ●個別ヒアリングへの参加 令和6年11～12月 ●第2回 令和7年1～2月 ・今年度との変更はない。

	・個別ヒアリングへの参加についても、今年度と同様に、各委員様につき、1～3センターのヒアリングに参加していただく形を考えている。
(2) 令和6年度における地域ケア運営協議会委員の改選（予定）について	
管理係長	・地域ケア運営協議会は、介護保険事業計画に合わせて計画期間である3年間を任期としており、本日出席いただいている皆様は、令和3年7月1日～令和6年6月30日までが任期となっている。 ・通常は年度ごとの任期なるが、こちらの協議会は第1回の開催が7月であるため、その期間に合わせている。 ・改選にあたり、4月頃に、改めて各団体の代表者様あてに推薦依頼の文書をお送りするので、可能であれば、引き続きよろしくお願いいたします。 ・あわせて、区民委員の方についても、公募にてお願いしたいと考えている。 ・募集開始時期は、5月頃を予定している。 ・次回の任期は、令和6年7月1日～令和9年6月30日までである。
～閉会～	